

1 国際裁判管轄の意義と国際取引への影響

小林秀之

- I. 国際裁判管轄の意義
- II. 国際裁判管轄が問題となる事例
- III. 国際取引における国際裁判管轄の重要性
- IV. 国際裁判管轄と国内土地管轄の差異
- V. 国際裁判管轄規定の成立（国際裁判管轄立法）—予測可能性と法的安定性
- VI. 「特段の事情」から「特別の事情」へ—守備範囲の縮小
- VII. 国際裁判管轄における個別的要素
- VIII. 国際裁判管轄を左右する具体的事情—設例の検討

I. 国際裁判管轄の意義

国際裁判管轄は、国際的にどこの国の裁判所が裁判権（管轄）を有するかという問題であり、わが国の裁判所の中でどこの裁判所が担当するかという国内管轄とは質的にも実際的にも大きく異なる。

わが国の裁判所が国際裁判管轄を有することになれば、わが国の裁判システムを利用して紛争を解決できる。国際的な紛争事件でわが国の裁判所に国際裁判管轄があれば、わが国の地方裁判所に訴状を提出し、わが国の地方裁判所の法廷でわが国の裁判官が審理する。訴訟書類は全て日本語で作成され（国際送達が必要な場合は相手国の言語による翻訳添付が求められる）、日本人の弁護士に依頼して事件処理できる。適用される法律（準拠法）も、わが国の国際私法（「法の適用に関する通則法」）によって定まる。

もし、わが国の裁判所に国際裁判管轄がないか、何らかの別の事情で相手国裁判所に訴え、又は訴えられた場合、状況は一変する。相手国の裁判システムを利用するしかなく、どこの裁判所かも相手国の法律によって決まる。英米法系諸国であれば、陪審によって裁判されることもある。使用言語も、

相手国の言語であり、日本語で訴訟書類を作成することはできない。相手国の弁護士に依頼しなければ事件処理もできず、相手国の弁護士との通信も通常は日本語ではない（相手国言語か英語が普通）。適用される法律も、相手国の国際私法で決まるから、わが国の裁判所に訴えた場合と適用される法律（準拠法）そのものが異なることも珍しくない。適用される法律が異なれば当然結論が異なってくるし、同一であっても裁判システムの差異から結論が異なってくることもある。

訴訟法などの手続法は、法廷地のある国の法律（法廷地法）によるのが、国際的原則になっているから（「手続は法廷地法によるの原則（lex fori）」）、手続も結論も大きく異なるのはむしろ当然のことと言えよう。

このように、国際的な紛争を解決するにあたって国際裁判管轄が最も重要であると言ってしまうと過言でない。

国内管轄の場合には様相を異にし、国際裁判管轄のような問題は起こらない。わが国の裁判所はどこに行ってもほぼ同質であるし（裁判官も全国を転勤しており、裁判官のレベルや理解力もほぼ同一である）、適用される法律も日本の法律であり、全国津々浦々同一の法的保護が与えられるように仕組みられている（もちろん、実際的には東京か離島かで裁判所設備等で差異が若干あるが、建前上は全国どこでも同一の裁判を受ける権利を保障しようとしている）。使用される言語も日本語であり、日本の弁護士に事件処理を依頼できる。利用すべき裁判所を間違えても、正しい管轄を有する裁判所に移送してもらえる（国内土地管轄につき、民訴16条以下参照）。

これに対して、国際裁判管轄では移送の制度はないので、わが国の裁判所がわが国には国際裁判管轄はなく、A国に国際裁判管轄があると考えても、A国へ移送はできないし、A国に国際裁判管轄があると判断したわが国の裁判所の判決は、A国裁判所を拘束しない（国内管轄では、移送判断は移送された裁判所を拘束する（民訴22条））。

国際取引では、紛争が一旦生じれば国際裁判管轄によってどこの国の裁判所で裁判されるか決まるため、国際裁判管轄は極めて重要である。わが国に国際裁判管轄があれば、日本人や日本企業はわが国の裁判所で救済が受けられることになり、極めて楽になるだけでなく有利になるのが通常である。国際契約を結ぶ際も、国際裁判管轄条項（規定）をどのように定めるか、わが国にするか、相手国にするか、あるいは第三国にするかをめぐって争われ、

当事者の利害が対立する。国際裁判管轄条項は、国際契約締結にあたって最も注意を要する条項であると言って過言でない。国際裁判管轄の重要性については、国際民事訴訟法のテキストも、こぞって指摘しているところである（例えば、小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』第1章（3頁）（弘文堂、2009）参照）。

II. 国際裁判管轄が問題となる事例

「本書の構成と利用の仕方」で述べたように、本書の第2章以下の各項目は、最初にリーディング判例を素材にした設例を設け、その項目の最後（場合によっては項目の途中）で設例の解説をしている。第1章は総論なので本来は設例は設けないこととしているが、本項目は国際裁判管轄の意義を具体的に示す意味で、以下のような設例を設け、最後にその解説を行うこととする。

設 例

故Aは日本人ビジネスマンで、妻 X_1 と子 X_2 、 X_3 がいる典型的なサラリーマンで、名古屋市に居住していた。Aは、会社の命令でM国へ海外出張することになり、東京からM国の首都K市までM国の代表的国際航空会社（ナショナルフラッグ）であるM航空により渡航した。その航空券は、わが国の旅行代理店がM航空の東京支店を通じて購入してくれたものである。

Aは、K市でのビジネスを終えた後、K市でM航空のK市からP市（M国第2の都市で有名な観光地）までの国内路線の航空券を購入し、国内線に搭乗したところ、途中でハイジャックに出遭い航空機は海上に墜落し乗員・乗客は全員死亡した。

Aの遺族 X_1 らは、M航空を相手取り、居住地を管轄する名古屋地方裁判所に損害賠償請求の訴えを提起した。名古屋地方裁判所の国際裁判管轄は認められるか。

- 1 AがM国K市からP市までの国内路線の航空券をK市で購入したか、M航空の東京支店で購入したかで結論は異なるか。（旅行代理店がM航空の東京支店から購入したか否かでも異なるか。）
- 2 M航空が、M国の国内航空会社でわが国に営業所を有していない場合は結論が異なるか。

- 3 事故原因の証拠が全てM国に集中しており、わが国とM国との間には正式の国交はなく、国際司法共助も利用できない場合は結論が異なるか。

上記の設例は、国際裁判管轄をめぐる議論の出発点となり、リーディングケースであることを誰もが認めるマレーシア航空事件(最判昭56・10・16民集35・7・1224)(詳細は第1章2を参照)を素材としており、個別具体的な事情が結論に大きく影響することを考えてもらうため、できるだけ具体的な設例とした。有名な事件であるだけに、立法化された国際裁判管轄規定で明快に解決されていると思いがちであるが、必ずしもそうではなく、今なお考えさせられるポイントが幾つもあることが、最後の解説(VIII.)を読めば分かるだろう。以下では、裁判例や学説の紹介検討や、国際裁判管轄規定の細かい解釈論はあえて行わず、個別的な事情が異なれば結論が異なり、国際裁判管轄は一筋縄では解決しにくい問題であることを示したいと思う。

Ⅲ. 国際取引における国際裁判管轄の重要性

今回の国際裁判管轄立法を指示した法制審議会に対する諮問第86号は、「経済取引の国際化等に対する観点から、国際裁判管轄を規律するための法整備を行う必要がある」としている。経済のグローバル化が進み、国際取引が日常的に活発化している現在では予測可能性と法的安定性を求める声が高まり、国際裁判管轄立法へとつながったと言ってよい。

これまでの説明から、国際裁判管轄の重要性と国際取引への影響はある程度理解していただけたと思う。日常生活も経済のグローバル化に巻き込まれ、毎日食べている食料品や毎日着ている衣料品もその多くが外国から来ている現実を前にすれば、国際裁判管轄は重要であり国際取引のコントロールのため必要であると感じられたであろう。

しかも、国際裁判管轄の意義や重要性は、「裁判を受ける権利」(憲32条)や司法的救済の可否といったかなり根本的な問題に関係している。わが国の国際裁判管轄が認められなければ、わが国の裁判は訴え却下になり司法的救済は受けられなくなる。その意味で憲法上の「裁判を受ける権利」にまで関係してくる。国内管轄の問題であれば、わが国のどこの裁判所が担当するかと

行代理店を通して航空券を購入しているような航空会社に関する事案では、例外的に抽象的に解しても、航空会社側の予測を大きく裏切らないのではないだろうか。わが国に営業所を有している航空会社としては、わが国の国民を広く営業対象とし、わが国にある営業所の業務の範囲内であれば、わが国での訴訟に対応することもそれほど困難ではなく、国際的航空会社として応訴の負担も大きくないと言えるだろう（国際路線については、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）33条がほぼ同様の考え方に立っている）。

なお、相手国に事故原因の証拠が集中している場合、どのように証拠調べを行うか不安に思う読者もいるかもしれない。このような国際的な証拠調べの必要性については、相手国と国交がある限り、国際条約や二国間条約あるいは司法共助取り決めにより、国際司法共助として対応可能である。例外的に国交がないため国際司法共助が不可能な場合は、改正民訴法3条の9の考慮すべき「証拠の所在地その他の事情」に該当し、「特別の事情」による訴えの却下ということもあり得よう（日本と国交がない台湾の事案につき、遠東航空機事件参照）。

VIII. 国際裁判管轄を左右する具体的事情—設例の検討

既に述べたように、本項目の設例は、いまだに国際裁判管轄のリーディングケースであるマレーシア航空事件を基にしている。しかし、本書の最初の項目である本項目は、マレーシア航空事件自体の検討を目的にしているのではなく、国際裁判管轄の特徴、特に個別的要素の重要性を理解してもらうため、個別的事情を少しずつ変えると結論が各々異なってくることを体感してもらうことを目的にしている。マレーシア航空事件の詳細な検討は、第2章1及び第3章1を参照してほしい。

マレーシア航空事件当時は、逆推知説の基礎となる国内土地管轄はわが国にあるマレーシア航空の支店の存在を根拠にして、国際裁判管轄を推知していた。しかし、現在の国際裁判管轄規定は、わが国にある「事務所又は営業所における業務に関する」訴えに限定している（民訴3条の3第4号）。小問1においてM航空東京支店からAがM国の国内路線の航空券を購入していればよいが、AがM国K市で購入したならば、国際裁判管轄の存在は否定的になりそうである。しかし、航空券の販売がどの場所かでそれほどに差異が生じることが正当化されるのであろうか。M航空の東京支店でもM国の国内路線の航

6 国際裁判管轄と国際知財紛争

田中成志

- I. 外国に所在する被告に対する日本の特許権に基づく訴訟
- II. 外国の特許権の侵害にかかわる日本に所在する被告に対する訴訟
- III. 設例の検討
- IV. 今後の課題

設例

- 1 甲発明についての特許権を有しているXが、Y製品の製造、販売をしている、アメリカ合衆国法人であるYA及びその日本における子会社であるYJに対し、Y製品を内蔵した製品は、本件発明の技術的範囲に属するから、Y製品の生産、譲渡、輸入、譲渡の申出の各行為は、特許法101条4号により、本件特許権の間接侵害行為に当たるところ、Aは、YAからY製品又はこれを内蔵した製品を輸入し、Y製品を内蔵した製品を顧客へ譲渡しており、Aは、上記各行為について、本件特許権の間接侵害による不法行為責任を負うが、YAらには、上記各行為について、上記各社と共同不法行為（民法719条1項又は2項）が成立することを主張して、特許権侵害の不法行為に基づく差止請求、損害賠償請求及び不当利得返還請求の請求をした。
- 2 Xは、アメリカ合衆国において、発明の名称を「FM信号復調装置」とする米国特許権を有している。なお、Xは、我が国において、本件発明と同一の発明についての特許権を有していない。
 - (1) Yは、我が国においてY製品を製造してアメリカ合衆国に輸出し、Yが100%出資した米国子会社は、同国においてこれを輸入し、販売していた。
 - (2) Y製品は、本件発明の技術的範囲に属する。

Xは、YがY製品を我が国からアメリカ合衆国に輸出する等の行為

が、アメリカ合衆国の特許法271条(b)項に規定する特許権侵害を積極的に誘導する行為に当たり、Yは本件米国特許権の侵害者として責任を負うなどと主張して、Yに対し、

- ① Y製品をアメリカ合衆国に輸出する目的で我が国で製造すること、我が国で製造したY製品をアメリカ合衆国に輸出すること及びYの子会社その他に対しアメリカ合衆国においてY製品の販売又は販売の申出をするよう我が国において誘導することの差止め、
- ② Yが我が国において占有するY製品の廃棄、
- ③ 不法行為による損害賠償を請求した。

I. 外国に所在する被告に対する日本の特許権に基づく訴訟

外国に所在する被告に対する日本の特許権に基づく訴訟において、日本の裁判所が管轄権を有するかについて、民訴法の各規定を検討する。

1 被告の住所等による管轄権

設例1のように、外国法人であるYA及びその日本における子会社であるYJを被告とするときにおいて、YJは日本国内に所在するので、差止請求及び損害賠償請求の双方について日本に裁判管轄が認められる。

YAは、米国に本店を有する米国法人である。

民訴法3条の2第3項は、「裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。」と規定する。

YAが、日本国内に主たる事務所又は営業所を有していない場合には、法人格を否認する事情がなければ管轄は認められない。

2 義務履行地

民訴法3条の3第1号は、契約上の債務の履行請求や不履行による損害賠償請求だけに国際裁判管轄を認め、不法行為の場合には義務履行地の国際裁判管轄は認めていない⁽¹⁾。

国内土地管轄については、民訴法5条1号が不法行為に基づく損害賠償請求

(2) 民訴法3条の3第3号の財産所在地管轄

民訴法3条の3第3号は、「財産権上の訴え」について、「当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）」と規定している。「その財産の価額が著しく低いとき」とは、強制執行をして請求を回収するに足るる価値を有するものでなければならないが、請求金額との均衡を要するものでなければならないかは見解が分かれている⁽¹²⁾。

(3) 民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」

損害賠償請求についての不法行為地管轄は、差止請求にかかわるもの（前記4(2)イ）と同じく、加害行為の結果発生地が日本であるから、適用が考えられる。

6 併合管轄

(1) 同一の原告と被告との間で複数の請求を併合する場合（客観的併合）

民訴法3条の6本文は、併合請求における管轄権について「一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。」と規定する。

国内土地管轄における請求の客観的併合（民訴7条本文）については、民訴法136条の定める同種の訴訟手続によるものであることの他に要件はないが、国際裁判管轄については、裁判所の所在地、審理期間、法令及び言語など被告の応訴の負担が過大にならないように、日本の裁判所が管轄権を有する請求と密接な関係のある請求だけについて併合を認めたものである（一問一答118頁）。

前掲最高裁平成13年6月8日判決ウルトラマン事件において、「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（民訴法7条本文、旧民訴法21条）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である。けだし、同一当事者間のある請求について我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定されるとしても、これと密接な関係のない請求を併合することは、国際社会における裁判機能の合理的な分配の観点からみて相当ではなく、また、

これにより裁判が複雑長期化するおそれがあるからである。」と判断された。

「密接な関連」があるかは、併合する請求と、併合される訴訟の基礎となる事実関係の関連性（契約が同一かどうか、原因行為が同一かどうかなど）を総合的に考慮して判断されるとされている（一問一答119頁）。上記の最高裁平成13年6月8日判決ウルトラマン事件においては、同一著作物の著作権の帰属ないしその独占的利用権の有無をめぐる紛争として、実質的に争点を同じくしているとして、密接な関係があるとされた。

（2）主観的併合

主観的併合については、日本の裁判所に管轄がないのに、他の被告に対する請求について日本に管轄権があるという理由だけで併合されてしまうと、応訴の負担が過大になるので、一定の制限が必要である。民訴法3条の6ただし書は、「数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る。」と規定し、民訴法38条前段が「訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。」と規定している。

（3）管轄権が専属する場合の適用除外

民訴法3条の10は、管轄権が専属する場合の適用除外を規定している。民訴法3条の6の規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

民訴法3条の5第2項は、「登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。」と規定しており、特許権の移転登録を求める請求も、登録国の裁判所に専属するものとしている（第2章9V. 参照）。

民訴法3条の5第3項は、「知的財産権…のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。」と規定する。外国特許権の侵害の審理を行う場合に、特許権侵害について密接な関係があり、同特許の対世的な無効を確定させる無効確認訴訟が特許法上可能であったとしても、対世的な無効を確定させる無効確認は登録された国に専属するものであるから（一問一答109頁）、これを併合することができない。

<注>

- (1) 一問一答41頁、清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」Law & Technology50号50頁（2011）。
- (2) 中村恭＝柵木澄子「国際的な知財紛争の解決について」パテント69巻6号122頁（2016）。
- (3) 最判平26・4・24民集68・4・329〔アナスタシア事件〕、最決平16・4・8民集58・4・825〔日研工作所事件〕参照。
- (4) 最判平13・6・8民集55・4・727〔ウルトラマン事件〕。この判決について、第2章3Ⅳ、参照）、前掲注(3)最判平26・4・24アナスタシア事件参照。
- (5) 前掲注(3)最判平26・4・24アナスタシア事件。
- (6) 前掲注(3)最判平26・4・24アナスタシア事件。
- (7) 同判決は、「判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。」としているので、民訴法3条の3第8号の解釈を示したと理解されている（中村＝柵木・前掲注(2)119頁）。また、間接管轄について、高部眞規子『実務詳説特許関係訴訟〔第3版〕』300頁以下（きんざい、2016）。
- (8) 前掲注(4)。
- (9) 高部眞規子「判例解説」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）』475頁、492～495頁（法曹会、2004）、高部・前掲注(7)288頁以下、中村＝柵木・前掲注(2)119頁。
- (10) 中村＝柵木・前掲注(2)119頁。
- (11) 東京地判平27・4・28判時2264・59〔エピクロロヒドリン事件〕。
- (12) 一問一答45頁、中村＝柵木・前掲注(2)119頁。

Ⅱ. 外国の特許権の侵害にかかわる日本に所在する被告に対する訴訟

1 外国特許権の侵害にかかわる訴えの国際裁判管轄

外国特許権の侵害にかかわる訴えの国際裁判管轄について、日本の裁判所は、最高裁平成14年9月26日判決カードリーダー事件⁽¹³⁾、東京地裁昭和28年6月12日判決（下民4巻6号847頁、満州国特許事件）、東京地裁平成15年10月16日判決（判時1874号23頁、サンゴ砂事件）のいずれも、外国において登録された特許権であることを理由に訴えを却下しておらず、外国において登録された特許権侵害にかかわる訴えについて登録国の裁判所に専属させるとしていない。民訴